人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十一月十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四〇―四一

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の八十三・五以上百分の百三十五以下」を「百分の百二・五以上百分の百六十五以下」に、「百分の百九・五以上百分の百七十五以下」を「百分の百二十八・五以上百分の二百五以下」に改め、同号ロ中「百分の七十四以上百分の八十三・五未満」を「百分の九十一以上百分の百二・五未満」に、「百分の九十七以上百分の百九・五未満」を「百分の百十四以上百分の百二十八・五未満」に改め、同号ハ中「百分の六十四・五」を「百分の七十九・五」に、「百分の八十四・五」を「百分の九十九・五」に改め、同号ニ中「百分の六十四・五未満」を「百分の七十九・五未満」に、「百分の八十四・五未満」を「百分の九十九・五未満」に改め、同項第二号イ中「百分の九十一・五以上百分の百四十三・五以下」を「百分の百十四・五以上百分の百七十七以下」に、「百分の百三十六・五以上百分の二百二以下」を「百分の百六十三・五以上百分の二百四十以下」に改め、同号ロ中「百分の七十五・五以上百分の九十一・五未満」を「百分の九十四・五以上百分の百十四・五未満」に、「百分の百五・五以上百分の百三十六・五未満」を「百分の百二十六・五以上百分の百六十三・五未満」に改め、同号ハ中「百分の五十九・五」を「百分の七十四・五」に、「百分の八十九・五」に改め、同号ニ中「百分の五十九・五未満」を「百分の七十四・五未満」に、「百分の八十九・五未満」を「百分の百一以上百分の百八十五以下」に、「百分の七十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同号ロ中「百分の七十二・五」を「百分の八十七・五」に改め、同号ハ中「百分の七十二・五未満」を「百分の八十七・五未満」に改める。

第十三条の二第一項第一号イ中「百分の三十二・五超」を「百分の三十七・五超」に、「百分の四十二・五超」を「百分の四十七・五超」に改め、同号ロ中「百分の三十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に改め、同号ハ中「百分の三十二・五未満」を「百分の三十七・五未満」に、「百分の四十二・五未満」を「百分の四十七・五未満」に改め、同項第二号イ中「百分の三十四・五以上」を「百分の四十九・五以上」に、「百分の四十四以上」を「百分の五十六以上」に改め、同号ロ中「百分の三十・五」を「百分の三十五・五」に、「百分の三十七・五未満」を「百分の四十二・五未満」に改め、同項第三号イ中「百分の四十二・五超」を「百分の四十七・五超」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同号ロ中「百分の四十未満」を「百分の五十未満」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）に基づき、平成二十六年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替えに関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十一月十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一三六

平成二十六年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替え

平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、その者の適用日の前日における俸給月額に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

適用日の前日における俸給月額	新俸給月額
円	円
967,000	968,000
1,090,000	1,091,000
1,198,000	1,198,000

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、平成二十七年一月一日における昇給に関する人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の特例に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十一月十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一三七

平成二十七年一月一日における昇給に関する人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の特例

平成二十七年一月一日における職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるものを除く。）の昇給に関する規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第三十七条第七項から第九項までの規定の適用については、同条第七項及び第八項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数（当該号俸数が負となるときは、零）」と、同条第九項中「人事院の定める数」とあるのは「昇給号俸数表のC欄に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数（当該数が負となるときは、零）」とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（初任給に関する経過措置）

2　平成二十七年一月一日以後に新たに職員となり、その者の号俸の決定について規則九―八第十四条から第十六条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号俸（以下この項において「特定号俸」という。）の号数から同規則第十二条第一項の規定による号俸（同規則第十四条第一項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。）の号数を減じた数を四（新たに職員となった者が特定職員（行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同規則第三十六条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは、三）で除して得た数の年数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成二十七年一月一日前となるものの採用日における号俸は、同規則第十四条から第十六条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（当該遡った日が同日の属する年の十一月一日（特定職員にあっては、同年の十月一日）以後である場合にあっては、同年の翌年の一月一日）の翌日から採用日までの間における同規則第三十四条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。